

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やなぎ会（以下「法人」という。）の定款及第8条及び第21条の規程に基づき役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称を如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等は次に掲げる報酬等の区分等に応じ当該各号に定めるところとする。

- (1) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員への出席など法人・施設運営のための

業務にあった都度、支給する。

- 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	22,620円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	22,620円

※評記については、定款の定めとの整合について留意が必要

(定款の定めにより高額となる場合は、定款変更が必要)

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	22,620円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	22,620円

別表第2 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	22,620円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	22,620円

尚、理事に対する報酬の総額は年140万円を超えない額とする。また監事に対する報酬の総額は年46万円を超えない額とする。

附則 この規程は平成31年1月1日より施行する。